

# 統一教会問題と政治家の役割

—日本の「カルト」暴発を招いたもの—

島 蘭 進

上智大学グリーンフケア研究所客員所員

## カルトの語義の変遷

まずは「カルト」という語の用法について述べたい。「カルト」という語は、英語圏で用いられ広められたが、ラテン語に発するもとの意味は害悪をもたらすもの、人に危害を及ぼすものを指すものではなかった(井門 1997)。しかし、西洋世界がキリスト教によって統合されていく過程で、非キリスト教的な礼拝や信仰のあり方を指すときに用いられるようになった。異端的なものとして否定的に捉える語となり、さらに20世紀の後半に東洋系の宗教などさまざまな宗教文化の影響を受けた宗教集団が増えていくと、それらをカルトとよび警戒する用法が広まっていく。

他方、キリスト教の枠内から発生しながら、主流の教会とは異なる信念体系をもつ集団は「セクト」とよばれた。この意味の英語の「セクト」、ドイツ語の

「ゼクテ」にはさほど否定的な響きはこもっていない。ところが、フランス語圏では、キリスト教以外も含め異端的な団体が「セクト」とよばれ、英語圏の「カルト」と同様の警戒すべき宗教集団として位置づけられるようになる(リュカ 2004=2014)。

だが、英語の「カルト」やフランス語の「セクト」のなかには人権侵害を及ぼすようなことがあまりないような団体も含まれる用法もある。そうした団体を「カルト」や「セクト」とよぶことは偏見によって宗教団体を識別しようとするにつながら、差別を助長することにもなりかねない。こうした事情があって、宗教研究者は「カルト」や「セクト」を定義するのは困難だとするのが通例だ。

多くの人権侵害を起こす、あるいはそれが懸念されるような宗教団体を「カルト」や「セクト」とよぶのであれば、「」付きで用いることはできるだろう。多くの人権侵害を起こすような団体であれば、法的な規制を受けるはずだが、それでもなお、人権侵害を起こす、あるいはその懸念が拭えないような団体を「カルト」「セクト」とよぶということになる。ここではそのような意味で「カルト」という語を用いていく。

## 日本の「カルト」問題の発生時期

日本で「カルト」問題が大きく注目されたのは、1980年代の末から90年代の半ばにかけてだが、それは70年代、80年代に勢力を伸ばした教団をめぐってだ。もっとも注目された「カルト」教団といえ

### しまぞの すずむ

東京大学大学院人文科学研究科博士課程単位取得退学。文学修士。専門分野は、宗教学、日本宗教史、筑波大学研究員、東京外国語大学助教授、東京大学大学院人文社会系研究科教授、上智大学大学院実践宗教学研究科教授等を経て、上智大学グリーンフケア研究所客員所員、大正大学地域構想研究所客員教授。

著書に『新宗教を問う』(ちくま新書)、編著『政治と宗教—統一教会問題と危機に直面する公共空間』(岩波新書)、編著『これだけは知っておきたい統一教会問題』(東洋経済新報社)など。

ばオウム真理教、続いて統一教会である。この2教団が日本の暴発した「カルト」の代表である。

2022年7月8日の安倍元首相殺害事件によって、統一教会は再び注目を集めるに至ったが、すでに90年代の初め頃の段階で統一教会はオウム真理教にまさるとも劣らぬ注目を集めていた。統一教会の靈感商法に厳しい批判が向けられるようになった時期は、オウム真理教はまだ生まれたての小集団に過ぎなかった。

では、それ以前はどうかというと、戦前には天理教や大本、ひとのみち教団やほんみち、創価教育学会などが厳しい弾圧を受けていた（井上他編1990）。灯台社やホーリネス教団など一部のキリスト教系教団も同様だ。戦後も、霊友会や世界救世教の教祖は、占領期に捕えられているし、立正佼成会や真如苑もメディアにより邪教扱いを受けることがあった。戦後の創価学会は折伏（<sup>しゃくぶく</sup> 相手を説得して入信に至らしめるような布教）という攻撃的布教と、他の宗教や思想を激しく批判する言説が際立っており、多くのトラブルを起こした。1969年から70年にかけて起こった言論出版妨害事件の際、創価学会が浴びた非難は激しいものだった。

だが、これらの教団を「カルト」とよぶ人はあまりいない。以上にあげた諸教団は一部のキリスト教系団体以外は新宗教に類別されるが、新宗教の歴史のなかで「カルト」とよばれる教団は統一教会以後であり、多くの信徒を擁し大きな社会問題として注目されたのは統一教会とオウム真理教であり、エホバの証人がそれに次ぐ。統一教会とエホバの証人は、70年代以降に教勢を伸ばした「第4期新宗教（新新宗教）」（島藪2020、島藪2021）のなかで、キリスト教の影響が濃く海外に本部があり、この世の悪を強調する教団という共通点がある。

## なぜ、この時期に多く出てきたのか？

では、こうした「カルト」教団的な動向が、なぜ1970年代から80年代というこの時期に目立つようになったのだろうか。まず第1に、長期にわたる市民的自由の拡充の潮流のなかで、宗教教団とそ

の信徒が行使する「自由」が膨張し、他者に危害を及ぼすような独善的なものにまで及んでいったということがある。資本主義が是認する私利私欲、あるいは組織体業績の追求だが、20世紀の後半に至って、宗教集団にも集団の利益を極大化し、それがもたらす負の作用に目をつぶる姿勢が及んでいく。多数の死者を生むような「カルト」による暴力事件は、欧米の18世紀以後の歴史でも20世紀の後半に目立つようになったものだ。

宗教集団もかつての宗教的共同体とはだいぶ趣をことにし、業務遂行型組織のような形をとることが増えてきた。信徒を増やすとか、財を多く獲得することのために、成因が最大限貢献するような組織と活動のあり方と近いものが増えた（島藪・石井1996）。しかも、宗教的な忠節が求められるために、安価な労働力で命令の下にきわめて効率よく目標が達成できるような組織になる傾向がある。これは統一教会が先例を作り、オウム真理教がその傾向を拡充したものだ。

このような宗教教団のあり方は被害をもたらす、あるいは、攻撃されて損害を被ったと感じる人が多数生じる。そこで教団への批判者が立ち上がり、反対運動を起こすことになる。統一教会の場合もオウム真理教の場合も、早い段階で入信した子どもを取り戻そうとする親の会が成立している。だが、こうした反対運動だけで「カルト」的な教団が活動を弱めることにはならない。広く社会に批判の声が広がり、マスコミも批判的な報道を行い、行政や政治家が抑制に向かわなければ、「カルト」教団が攻撃的活動を控えるには至らない。

他方、人権意識の高まりや集団による個人の抑圧が見逃されなくなったという社会の側の変化も影響している。人類の、また宗教の長い歴史を見渡せば、現代的な基準からすれば人権侵害となるようなことが行われてきたことは多々ある。旧約聖書の異教徒攻撃是認、キリスト教の十字軍や魔女迫害、王権と国教会による少数派宗教集団の抑圧など、日本における迫害、殉教、殉死の歴史など枚挙にいとまがない。ところが、今では、日本国憲法第13条には、「すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とある。

フランス革命やアメリカ独立革命以後、人権の認識が強まるが、宗教集団が個人の人権を抑圧することを問うようになるのは比較的新しいことだ。他方、宗教集団が信教の自由を盾にして、「教団の自由」を行使する度合いが強まるとともに、宗教集団が個人の自由を抑圧する傾向も増悪する例も見られるようになる。それがはなはだしい人権侵害として現出するのは20世紀の後半である。そこでそれをどう制御するかという問題が生じてくる。「カルト」はそのような事態が顕著に見られる現象である。

## 問題の認識と対応の鈍さ

日本の1970年代、80年代について言えることは、このようにして「カルト」的な教団が勢力を伸ばしていき、その人権侵害を問う声が増大する時期に、それを抑えようとする社会の動きが鈍かったということだ。日本における宗教集団の過激化を考える上で、この要因はきわめて重要だ。1970年代は世界的に「カルト」問題が認識されるようになった時期だ。その際、世界各国でカルトを抑えるための対策がとられていった。ところがこの時期に日本では、「カルト」教団が攻撃的で人権侵害を犯すような活動を続けていくことができた。そうした活動への規制が進められるのは1990年代になってからだった。

オウム真理教が取り締られたのは、1995年の地下鉄サリン事件以後のことであるが、その後、取り締まりによって解体していったり、解散命令を受ける団体が続出した(藤田 2008)。明覚寺に解散命令請求が出されたのが1999年、地裁が解散の決定を出したのがその2年後、法の華三法行の破産宣告は2001年である。統一教会の場合、1994年5月27日の福岡地裁や98年9月22日の東京高裁の判決で、「一連の献金勧誘行為は、社会的相当性を逸脱していると評価すべき違法行為というべきである」と断じられた(山口 2023)。そして、

より広く信徒の心の自由を奪うような伝道活動にまで及ぶ違法伝道訴訟(青春を返せ訴訟、信仰の自由回復訴訟などを含む)で、統一教会敗訴の判決が確定するのは2001年以後のことである(櫻井 2014)。

統一教会の場合、60年代にすでに教団活動に引き込まれた子どもたちの親による反対運動があり、靈感商法が始まったすぐ後の78年には被害情報が寄せられ始め、87年には日本弁護士連合会が「靈感商法被害実態とその対策について」という文書を出して、行政や警察当局に適切な対策をとるよう求めている。そして、同年、通産省による関連企業への聞き取り調査が行われ、警視庁刑事局保安部経済課長が「厳正な取り締まりを行う」との答弁を行っていてもいる。だが、その後も統一教会教団組織への取り締まりは行われず、刑事事件が教団に及んだのは、ようやく2007年以降のことである(島蘭編 2023b、序章、第5章)。

このように行政(税務署等)や警察による規制が行われないまま70年代から90年代へと至った。そして、95年にオウム真理教事件が起こって、統一教会側は靈感商法を控えるように指示を出し、以後、信徒からの取奪(「先祖解怨」や巨額の聖典販売など)へと方針を転換した。だが、それは信徒とその家族への形を変えた、新たなはなはだしい人権侵害を招くことになった。このように「カルト」問題が認識されていながら、行政や警察が必要な対策をとらず、被害を拡大させることになったのだった。

## 批判と対策を遅れさせた要因

これについては、マスコミや学者が教団への批判を十分に行わなかったということも作用している。統一教会への批判的な報道や発信は、激しい反撃を招くことを恐れなくてはならなかった。84年から87年にかけて『朝日ジャーナル』は統一教会批判のキャンペーンを行ったが、これに対しては無言電話やつきまといなどさまざまないやがらせがあり、銃砲店をもつ統一教会からの攻撃や脅しと疑われる事柄も起こり、朝日新聞社側は萎縮したのではな



いかとの推測もなされている（樋田 2018）。冷戦崩壊後の92年に至るまで、他のマスコミも統一教会批判に消極的だった。

このように統一教会の「カルト」的な人権侵害は長期にわたって取り締まりを受けずに来て、ようやく1990年代後半から2000年代にかけて民事訴訟によってその違法性が明らかにされるに至った。統一教会に対する厳しい批判や規制は1970年以降、多くの国々で行われてきた。ところが、日本では「反共」を掲げる統一教会に対する有力政治家の支持が続き、そのためにマスコミも批判を控え、警察等の取り締まりや税務署の手入れ等も行われないうちにきた。統一教会は70年代から現在に至るまでの日本のもっとも力のある「カルト」教団だった。その団体がモデルになって、人を人とも思わないかのような信徒集め、資金集めを行う教団が広がったという捉え方もできる。

このように見えてくると、日本で「カルト」対策が十分でなく、宗教集団のラディカル化が進んだのは、被害者の声を受けて、マスコミや学者がそれを世に知らせ、行政がそれに応じて違法な活動を抑え、政治家がそれを促し、警察を含めた行政機関に必要な対策をとらせることができなかつたためと言える。

そして、それは統一教会が代表例で、他の教団の人権侵害を誘因した側面があったことは否定できない。とくに政治家と宗教教団の歪んだ関係が、マスコミや行政の働きを弱め、こうした事態をもたらしたという要因が大きかったと考えられる（島藪 2023a、2023b）。

## 広範囲に及ぶ対応の必要性

こうした事情があったために、全国霊感商法対策弁護士連絡会（全国弁連）がきわめて大きな役割を担うことになり、民事訴訟でようやく違法性が明確になることになり、ついには2022年になって元首相殺害事件が起こり、それによって初めてマスコミが厳しい「カルト」教団批判を長期にわたって続けることにもなった。長期にわたって公共空間でその問題の重要性が認識されず、かろうじて民事司

法の領域で違法性が明らかになっていく。それまでに長い時間が経過することになった。

宗教集団の過激化を防ぐ上で、政治家と行政の行動やマスコミや学者の発信が重要であることを述べてきたが、これは大学などの教育機関や子どもの育成に関わる機関が重要な役割を果たさないといいわけではない。統一教会やオウム真理教のようにはなはだしい被害をもたらすのではないが、見えにくい形で被害をもたらす「カルト」教団もある。エホバの証人はそのような教団のよい例だ。そうした教団の被害を防ぎ、危うい団体の情報を共有するために多くの努力が積み重ねられてきた。全国の大学でカルト問題の担当者を指名し、全国弁連の弁護士らと情報交換を行う弁連大学セッションも有効な活動を積み重ねて来ている。こうした地味な活動によって蓄積された情報が、マスコミや政府や行政機関を動かすことにもなる。

そしてさらには、「カルト」について、宗教集団の悪質化について、またそもそも宗教とは何か、宗教がどうあるはずのものか、それが歪み悪質化するのはどのような場合か、こういった問題についての理解を、学校で、また社会で養えるようにしたいものである。これは「宗教リテラシー」の問題と言える。これについては、学校だけでなくマスコミやさまざまなメディアが果たす役割も大きい。政府や行政機関が、学校教育や社会教育の課題としてこうした問題にも取り組んで行く必要がある。

## 政治家と宗教団体の関わりという課題

統一教会問題においてとくに注目すべきは、政治家の関わりである。解散命令請求を行うかどうかを判断するために文化庁が1年近い時間をかけて行って来た調査で、統一教会の宗教活動の違法性や解散命令が必要な理由については一定程度明らかにされた。しかし、この調査は、政治家と宗教団体の関わりという問題には及んでいない。

自民党は衆参両院の国会議員全員379名に統一教会とどのような関係をもってきたかについて質問を送り回答を集計している。その質問は、「会合

への祝電・メッセージ等の送付」、「広報紙誌へのインタビューや対談記事などの掲載」、「旧統一教会関連団体への出席」、「旧統一教会主催の会合への出席」、「旧統一教会及び関連団体に対する会費類の支出」、「旧統一教会及び関連団体からの寄付やパーティー収入」、「選挙におけるボランティア支援」、「旧統一教会及び関連団体への選挙支援の依頼、及び組織的支援、動員等の受け入れがあった」といった事柄について尋ねたものだ。1つでも該当するとの回答があった議員は179名だったと報告されている。他の政党も類似の質問と集計を行なっている。

だが、これによって政治家と統一教会の問題ある関係が明らかになったとはとても言えない。わかりやすい例をあげると、安倍元首相は先の調査の対象外とされ、どのような関係があったのかは明らかにされていない。また、議員秘書にどれほど統一教会関係者がいるのかは、調査が困難であることもあるが、わかっていない。では、いつ頃からどのような形で政治家は統一教会との関係をもつようになって来たのか。統一教会側からの証言はいくつもあるが、政府や国会による調査は断片的なものばかりで、その全体像を明らかにするような調査はまったく行われていない。批判的な検討としては、鈴木エイト『自民党の統一教会汚染 追跡3000日』（2022年）などがあるが、90年代以前の時期はさほど追究されていない。今後の重要な課題と言わなくてはならない。

## なぜ日本だけで被害が長期に及んだのか？

さらに問われるべきは、なぜ、日本でのみ統一教会による人権侵害が、長期にわたって行われて来たのかということだ。統一教会は韓国、米国での伝道に多大な力を注いだはずだが、そこでは大きな被害が長期的に生じるという事態には至っていない。これはヨーロッパやアジアの諸国でも同様である。

では、日本では次々と「カルト」教団が発生し、多くの被害が発生するような文化的土壌があるのだ

ろうか。確かに日本は新宗教が多い国である。人権侵害は伝統教団でも新宗教教団でも起こっているが、世界的には70年代から90年代にかけて「カルト」による人権侵害が目立つようになった。日本でもこの時期に多くの教団が人権侵害を起こして問題となっている。

オウム真理教の場合は急速な暴力化を見抜くことができず、甚大な被害が生じた。これを防げなかったことは統一教会の取奪を防げなかったことが影響している。警察が捜査を躊躇したのだとすれば、それは統一教会によって前例が作られていた。明覚寺、法の華三法行などの事例も同様だ。だが、他のいくつかの「カルト」教団の場合、被害は比較的、短期間に限られている。被害に対して社会が比較的早く対応したことで、摘発が進んだ事例もあると言えるだろう。

長期的に存続してきた教団といえばエホバの証人だ。エホバの証人は70年前後には世界全体で数十万人だったが、今では800万人の信徒を擁するほどになっている（山口 2022）。宗教2世問題が起りやすい団体で、日本からの告発が行われているが、世界各地でも児童虐待や性加害の問題が問われており、日本だけが特殊とは言えないようだ。

統一教会の被害は長期に及び大きな被害が続いたという点で特異であり、そこに政治家の支持という要因があったことは確かだ。ここで、求められるのは、政治家と統一教会の深い関係がいつ頃からどのようにして進んで来たのかという観点からの歴史的な解明である。これについては、1960年代に遡って、島藺進編著『政治と宗教』（2023年a）、『これだけは知っておきたい統一教会問題』（2023年b）で論じている。ご参照いただくと幸いである。■

### 《参考文献》

- ジェイムズ・J・ボイル（1996）『戦慄のカルト集団』扶桑社、James J. Boyle（1995）*Killer Cults*, St. Martin's Press
- 藤田庄市（2008）『宗教事件の内側—精神を呪縛される人々』岩波書店
- 樋田毅（2018）『記者襲撃』岩波書店

井門富二夫 (1997) 『『カルトの諸相—キリスト教の場合』  
岩波書店  
井上順孝他編 (1990) 『『新宗教事典』弘文堂  
ナタリ・リュカ (2014) 『『セクトの宗教社会学』白水社、  
原著、2004年  
櫻井義秀 (2014) 『『カルト問題と公共性—裁判・メディア・  
宗教研究はどう論じたか』北海道大学出版  
島蘭進 (2020) 『『新宗教を問う』ちくま新書  
同 (2021) 『『ポストモダンの新宗教—現代日本の底流』  
法蔵館文庫 (初刊、2001年)  
島蘭進編 (2023a) 『『政治と宗教—統一教会問題と危機に  
直面する公共空間』岩波書店

同 (2023b) 『『これだけは知っておきたい統一教会問題』  
東洋経済新報社  
島蘭進・石井研士編 (1996) 『『消費される〈宗教〉』春秋社  
鈴木エイト (2022) 『『自民党の統一教会汚染 追跡 3000  
日』小学館  
山口広 「統一教会の被害と法的救済」、島蘭進編 (2023)  
『政治と宗教—統一教会問題と危機に直面する公共  
空間』岩波書店 所収  
山口瑞穂 (2022) 『『近現代日本とエホバの証人—その  
歴史的展開』法蔵館

